

自動貸金庫規定

銚子信用金庫

第1条 (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することが出来ます。
 - ① 公社債券、株券、その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準じると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、格納をお断りすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第2条 (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第3条 (契約期間)

- (1) この契約の期間は、当初契約日より1年間(所定の期日を指定することがあります。)とし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしない限り、期間満了日の翌日から更に1年間契約を継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。
- (2) 1年未満の短期契約の期間については月単位とし、自動継続は致しません。

第4条 (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料(以下、「使用料」といいます。)は、別に定めた料金表により1年分を前払いするものとし、更新月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更後以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条 (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵は、正副2個のうち正鍵は借主が保持し、副鍵は予備鍵として当金庫立合いのうえ、保管袋に借主の届出印および当金庫立合人の認印により封印し、当金庫が保管します。

第6条 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が発行した「貸金庫カード」(以下「カード」という)を操作機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作のうえ正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫に際し、操作機で使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して、開庫その他のお取扱をしましたうえは、カードまたは暗証につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。なお、窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉票、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。
- (3) 停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の「貸金庫開閉票」にご氏名を記入のうえカードとともに窓口へご提出してください。
- (4) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (5) 貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ、返却のための操作を行ってください。なお、ご自分で返却できない場合は、すぐに係員にお申し出ください。このお申し出がないため、ご損害がありましても当金庫はその責任を負いません。

第7条 (暗証の照合)

貸金庫の開庫に際し、操作機で使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して、開庫その他のお取扱をしましたうえは、カードまたは暗証につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。なお、窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉票、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。

第8条 (届出事項の変更等)

- (1) 届出印を紛失、または届出印、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面にて当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、カード・正鍵を失った時もしくはき損した時も同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所宛に当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかった時でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第10条 (カード、鍵の喪失時等の取扱)

- (1) カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおきます。または保証人を求めることがあります。
- (2) カードまたは正鍵を失った場合またはき損した場合は、カード・錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第11条 (印鑑照合等)

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は、確認する義務を負いません。

第12条 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、当金庫設備の故障等が発生した場合は、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第13条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第14条 (解約等)

- (1) この契約は、借主の申し出により何時でも解約することが出来ます。この場合、カード・正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。

なお、カード・正鍵または届出の印章を紛失した場合は解約するときは、この他第10条に準じて取扱います。

- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫は何時でもこの契約を解約することが出来るものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。また、第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑤ 店舗の改築、封鎖その他相当の事由があるとき
- ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に障害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

- (4) 第2項または第3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日に第4条1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5) 第1項、第2項または第3項の明け渡しりが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することが出来るものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立合いを求めることが出来るものとします。また、これらに要する費用は借主の負担とします。

- (6) 使用料、遅延損害金、その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することが出来るものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がほしい支払ってください。

第15条 (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他止むを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第16条 (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることが出来るものとします。この為生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第17条 (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸、または質入れすることは出来ません。

第18条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。